

官報

号外

昭和二十八年十一月七日

昭和二十八年十一月七日
第三千四百九十四号

○第十七回 衆議院會議録第九号附録(その一)

本期国会において衆議院に提出された議案、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件、各種委員長、会長及び委員任命につき同意又は事後承認を求めるの件、請願、質問の総数及びその結果

内閣提出議案 十八件

予算 二件 阿院通過

条約 一件 阿院承認

法律案 十五件 成立

議員提出議案 二十五件

内閣提出議案 十三件

成立 二件

委員会の審査を終了したが議決に至らなかったもの 五件

閉会中審査 六件

決議案 四件

可決 三件

未決 一件

重要動議 八件 可決

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件 八件 閉会中審査

各種委員長、会長及び委員任命につき同意又は事後承認を求めるの件 五件

内閣同意 一件

阿院同意 一件

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九号附録(その一)

阿院事後承認 四件
第十六回国会において閉会中審査するに決し今期国会に継続したもの 十六件

内閣提出法律案 二件 閉会中審査

決算 一件 閉会中審査

議員提出法律案 十一件 閉会中審査

決議案 一件 委員会審査未了

衆議院議員提出法律案 一件 閉会中審査

右の外第十六回国会において審査未了の国庫債務負担行為總額調書、国有財産増減及び現在額總計算書、国有財産無償貸付状況總計算書の三件あるが本期国会においても審査未了

請願 百三十三件(百三十八通)

採択、内閣に送付 五十六件(六十一通)

委員会において、議院の決議に付するを要しないと決したものの一件

委員会審査未了 七十六件

質問 十件

質問 八件 書面答弁

質問 二件 口頭答弁

緊要質問 二件 口頭答弁

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

阿院同意 一件

議長の報告

一、今日七日国会において承認すること

を議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、今日七日の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特別に関する法律
昭和二十八年における冷害等による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律
昭和二十八年における冷害による被害農家に對する資金の融通に関する特別措置法
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律
一、今日七日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
昭和二十八年年度一般会計予算補正(第一号)
昭和二十八年年度特別会計予算補正(第一号)

一、今日七日河井參議院議長から堤議長宛、參議院は社会保険審査会委員長に川西實三君、同委員に藤田宗一君及び堀誠君を任命したことにつき承認することを議決した旨の通知書を受領した。

よつて同議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨衆議院に通知した。

一、今日七日大池事務局長から芥川參議院事務局長及び福永内閣官房長官宛、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨通知した。

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、保安隊及び警備隊に関する件

三、恩給に関する件

人事委員会において

一、公務員の給与に関する件

地方行政委員会において

一、地方自治法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出、第十六回国会衆議院第七七号)

二、地方財政再建整備法案(床次總三郎君提出、第十六回国会衆議院第七七号)

三、昭和二十八年における冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(吉川久衛君外二十三名提出、衆議院第八号)

四、地方自治及び地方財政に関する件

五、警察及び消防に関する件

法務委員会において

一、接取不動産に関する借地借家臨時処理法案(吉田安君外三名提出、第十六回国会衆議院第八二号)

二、裁判所の司法行政に関する件

三、法務及び検察行政に関する件

四、国内治安及び人権擁護に関する件

五、法廷秩序維持に関する件

六、交通輸送犯罪に関する件

七、戦犯服役者に関する件

八、法務行政に関連する保全経済会等特種利殖機関の調査に関する件

外務委員会において

一、外交に関する件

二、行政協定の実施に関する件

大蔵委員会において

一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案(福田勉君提出、第十六回国会衆議院第五二号)

二、米穀の充て代金に対する所得税の特例に関する法律案(森幸

に西日本一帯の水害、和歌山及び奈良阿県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害、

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議第九号附録(その一)

長野県下における豪雨による被害、北海道における豪雨による被害、鹿児島県下における豪雨による被害、東近畿地方における豪雨による被害及び台風第十三号による被害を調査しその対策を樹立するの件	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(造船事業)(予備審査)	同	同	同
一、今七日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は明会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。	同	同	同	同
委員会名 件 名	同	同	同	同
内閣委員会 行政機構の整備等に関する調査	同	同	同	同
人事委員会 国家公務員の給与問題に関する調査	同	同	同	同
地方行政委員会 地方行政の改革に関する調査	同	同	同	同
法務委員会 検察及び裁判の運営等に関する調査	同	同	同	同
外務委員会 国際情勢等に関する調査	同	同	同	同
大蔵委員会 協同組合による金融事業に関する法律等の一部を改正する法律案	同	同	同	同
同 租税特別措置法の一部を改正する法律案	同	同	同	同
同 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(印刷事業)(予備審査)	同	同	同	同

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九号附録(その一)

私も現地を見たのであるが、これは無理であると感じた。
ついで、米軍より飛行場返還のあかつきには、これを日本の飛行場として使用するのをやめて、他の用途に向けられんことを希望するものであるが、政府はどう考えるか。返還の時期、これが用途などについて明らかになされたい。
右答弁する。

昭和二十八年十一月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員並木芳雄提出東京天文台に隣接する飛行場に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄提出東京天文台に隣接する飛行場に関する質問に対する答弁書

東京国際空港は、大型機の発着を主とするものであり、保安上の見地から小型機の発着のためには別個の飛行場を使用することが是非必要であり、現在のところこれの候補としては、調布を除くは他に適当なものがない状態であるが、一方質問の点とく天文台側の業務に対する影響も考慮されるので、目下その影響の程度等について関係官庁間で調査中であり、この結果若しくは天文台側の業務に支障を与えない限り飛行場として活用したいと希望している。
右答弁する。

非公務傷病死者等に対する処遇は是正に関する質問主意書

さきに、制定を見た戦傷病者戦没

者遺族等保護法並びに今次改正恩給法においても、軍務服役中に、傷病死した者のうち、後掲するごとく傷病死者並びにこれらの遺族に対しは非公務傷病死者のゆえをもつて、なんら措置が講ぜられていないのは、施策の欠陥と云ふべく、この現状は、すみやかに是正され、国家のため尽した者に対し、公平な処遇が与えられんことを要する。
すなわち、当時国民の義務としてその意志にかかわらず、その有する職場、受ける家族のいづれかを捨て、故国を万里、酷寒、しよいれいの地に、又は、近代科学戦のし烈な機相に加へ戦の惨状による戦場と化した本土において軍役に服したもので、当時の状況は全く勤務上、内外の区別はないと云わねばならぬ。しかるに、恩給法といひ、本来保護を目的とするべき保護法においても従来の公務傷病死の概念をいたすに固守し、あるいはあえて内外の区別を行い、同一条件下における軍役傷病死者に対する処遇について適切な苦情と困難に直面せしめ、天を仰いで動くことの現実を放置せしめてい

ることは、まさに国政の責任と云わねばならぬ。
政府は、これら、いわゆる非公務傷病死者を恩給法上、公務傷病死者として取扱うか、あるいは又、保護法の使命に徹し、すみやかに、これらの者を保護すべく適切な措置を講ずべきであると考え、ついでに次の諸点に關し、政府の所信を質したい。
一 軍隊勤務における結核、胃潰瘍、腸出血等を公務傷病とみなすこと。
二 軍隊勤務における結核、胃潰瘍、腸出血等を公務傷病とみなすこと。
三 終戦の詔勅前後における自決を公務死亡とみなすこと。
四 軍隊勤務中に発生した結核、胃潰瘍、腸出血等を公務による疾病とみなすこと。また、この疾病にかつた者及びこれらの疾病で死亡した者の遺族に対し、何らかの援護的措置を講ずるか否かについては慎重に検討中である。
五 軍役中、爆風水その他の襲撃を受け、その後、内部疾患が発生し、その疾患によつて死亡した場合においては、公務の執行とその御撃を受けたことと発生した疾患との間に一連の相当因果関係があることを認められるときは、その死亡を公務による死亡として取り扱つてい

るが、このような因果関係が認められない場合は、これを公務傷病による死亡として取り扱うことは困難であると考え。
三 終戦の詔勅が公布された後、軍隊勤務中、自決した者についてその死亡をもつて、公務による傷の死を受け、又は疾病にかかり、これがた死亡したものと認めるかどうかについては、それぞれの具体的案件についてとくと検討すべきものと思われるが、一律にこれを公務死亡とみなして取り扱う措置を講ずることは困難であると考え。
右答弁する。

今次大戦の実情にかながみ内外

の軍隊を区別せず、また、さきに、これら傷病死者に対し、戦没後賜金を下附した例もありこれを恩給法上の公務傷病死者として取扱うか若しくは保護法の対象とするか如何。
二 軍役中、爆風水その他の襲撃を受けたものが、その後、内部疾患を発生した場合のごとき特に因果関係を認め、これを公務傷病死とみなすこと。
近代科学戦が人体に及ぼす影響は、複雑微妙で従来のごとく機械的な判定をもつては、実情に合わないものが多分に存する。よつて、現行取扱上の因果関係を拡張するか、又は、これを法令上明らかに規定すること如何。
三 終戦の詔勅前後における自決を公務死亡とみなすこと。
これらの者は、当時の厳正な軍律及び特異な環境の下に、軍人の本質として、自から生命を断つたものであり、これらに對しても前記同様の処遇を講ずべきであると考へるが如何。
右質問する。

昭和二十八年十一月五日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議員並木一郎君提出非公務傷病死者等に対する処遇は是正に関する質問に、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員並木一郎君提出非公務傷病死者等に対する処遇は是正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員並木一郎君提出非公務傷病死者等に対する処遇は是正に関する質問に、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

認められるがためには、公務に従事したとこの傷病の発生との間に相当因果関係の存在することが必要であると考えられる。
軍隊勤務中に発生した結核、胃潰瘍、腸出血等を公務による疾病とみなすこと。また、この疾病にかつた者及びこれらの疾病で死亡した者の遺族に対し、何らかの援護的措置を講ずるか否かについては慎重に検討中である。
軍役中、爆風水その他の襲撃を受け、その後、内部疾患が発生し、その疾患によつて死亡した場合においては、公務の執行とその御撃を受けたことと発生した疾患との間に一連の相当因果関係があることを認められるときは、その死亡を公務による死亡として取り扱つてい

るが、このような因果関係が認められない場合は、これを公務傷病による死亡として取り扱うことは困難であると考え。
三 終戦の詔勅が公布された後、軍隊勤務中、自決した者についてその死亡をもつて、公務による傷の死を受け、又は疾病にかかり、これがた死亡したものと認めるかどうかについては、それぞれの具体的案件についてとくと検討すべきものと思われるが、一律にこれを公務死亡とみなして取り扱う措置を講ずることは困難であると考え。
右答弁する。

三 終戦の詔勅が公布された後、軍隊勤務中、自決した者についてその死亡をもつて、公務による傷の死を受け、又は疾病にかかり、これがた死亡したものと認めるかどうかについては、それぞれの具体的案件についてとくと検討すべきものと思われるが、一律にこれを公務死亡とみなして取り扱う措置を講ずることは困難であると考え。
右答弁する。

右答弁する。

一、今七日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員松浦周太郎君提出国有林野整備臨時措置法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員庄司一郎君提出水道用石給セメント管に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部五郎君提出道交政策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員並木芳雄提出国鉄サービスに関する質問に対する答弁書
衆議院議員細田光吉提出韓国による捕漁船並びに抑留船員確認に関する質問に対する答弁書
衆議院議員並木芳雄提出道交政策に関する質問に対する答弁書

〔参照〕
国有林野整備臨時措置法に関する質問主意書
国有林野整備臨時措置法は、昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十七号として公布せられたものである。しかして右は旧来の国有林野の経営上國が経営することを必要とし、現立した小団地の国有林野若しくは提出系統の關係により現に現立した施設をやつてゐる小面積の国有林野、又は国有林野との境界が入組んでいるため経営に支障ある国有林野及び国有林野であつてその所在する地方の住民に對しての自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があつたため現に特別な施設を行つてゐるもの等を民間に解放し民間の福祉を増さんとする國策の発露であることは、立法の動機に照し、きわめて明りであるといつてよい。
しかしながら、右法律の解釈には若干の疑がある。左にその疑点

若干の疑がある。左にその疑点

を掲げ、当局のこの点についての解
釈を明示せられんことを望む。

一 法第一項の根本趣旨は、
相当面積の国有林野があり、その

国有林野に開墾しようせられた部落
があつたとし、しかも民有林は極
度に小面積である上耕地も狭少で
その産業にもまた表れぬような
山村で旧来とも自家用薪炭材等の
供給をしてゐる慣習のある場合、
本条により国有林を売つてもよい
と解すべきであると信ずるが果し
て如何。

二 イ 営林局が、同法第一項の第一
項に該当するものとして特定国
有林野整備臨時措置法施行規則
第一条第一項によつて公告した
後

1 ある部落の有志の何人かが
個人名義を連ね売払つて貰い
たいと申入れた。
2 ついで当該国有林の所在す
る県から同様の申入れがあつ
た。

ロ 右の場合当局は同法第一項の
第二項の趣旨にのつとて右申
入「県」優先的に売渡すべきと
あつて連名で申入れた有志へ
売渡すべきでないと思ふが果
して如何。

三 イ 営林局が同法第一項第一項に
該当する特定国有林を国有林野
整備臨時措置法施行規則第一
条第一項によつて公告した後

1 ある部落の有志の何人かが
個人名義を連ねこれを売払つ
て貰いたいと申入れた。
2 ついで当該国有林の所在す
る市町村から同様の申入れが
あつた。
ロ 右の場合当局は同法第一項第
二項の趣旨にのつとて右申込の

「市町村」へ優先的に売渡すべき
であつて連名申入有志へ売渡す
べきでないと思ふが果して如
何。

四 イ 営林局が同法第一項第一項に
該当する特定国有林と国有林野
整備臨時措置法施行規則第一
条第一項によつて公告した後

1 当該国有林野の所在する県
が売払申入れをした。
2 ついで当該国有林の所在す
る市町村が同様の申入れをし
た。

ロ 右の場合当局は同法第一項第
二項の趣旨にのつとて右申込
「市町村」へ優先的に売渡すべ
きであつて申入れの県に売渡すべ
きでないと思ふが果して如何。

五 右第二、三、四問の様な疑問事
実があつた場合当局において先
順位あることを理由として右優先
順位のものに売渡さぬという回避
的な態度をとることは同法立法の
根本精神に反する違法であると信
ずるが果して如何。

昭和二十八年十一月七日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長松浦周太郎君提出
衆議院議員松浦周太郎君提出
野整備臨時措置法に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松浦周太郎君提出
国有林野整備臨時措置法に關する
質問に対する答弁書
一 国有林野整備臨時措置法第一
条第一項第四号に關する事例と思
はれるが、本条項の趣旨は国有林野
であることを必要としないう国有林
野で、その所在する地方の住民に対
し、その自家用に供する薪炭の原

木を供給する慣行があつたため、
現に特別な施策を行つてゐるもの
にことなつては、売り払ふことがで
きることとなつてゐるので、御質問
のような箇所がこれに該当すれば
売払の対象となるものである。

二、三、四 以上の売払の申請が
売払の公告後三十日以内で営林局
長の定める申請書の提出期間内に
提出された場合には、国有林野整
備臨時措置法第一項第二項に定め
る優先順位に従ひ売払の相手方を
定めなければならない。従つて第
二、第三、第四の場合意見の通り
であると考へられる。

五 国有林野整備臨時措置法第一
条第二項第一号において、売払の順
序が明示されているからこの順位
により売り払われることになつて
ゐるので、売払の請求が二以上か
らなされた場合競争を理由として
当該国有林野を売払はしないとい
ふことはなないわけである。しか
しながら具体的な問題として、売
払に當つては当該国有林野と最も
密接な利害關係を有する部落民
が、先順位のものに売り払ふことに
ついて反対を表明する場合は、な
るべくこれが調整を当事者間に求
め、売払後の紛争等をきたさぬよ
う行政上の配慮をしてゐる事例は
ある。

右答弁する。
水道用石綿セメント管に關する
質問主意書
一 わが國、現下の水道用石綿セ
メント管は、日本工業標準調査會の
審議の結果、「日本工業規格」とし
て
イ セメントはポルトランド・セ
メントに規定するものを用い
る。

ロ 石綿は品質良好な精製品を用
いること。
ハ 有機質繊維、その他のものを
用いてはならない。
ニ 石綿とセメントの配合の割合
は規定の重量を標準とする。
等々のそれぞれ規格がある。
しかるに当局においては以上の
規格を遵守させる指導、監督を果
施されてゐると信ずるが如何。

二 しかるに、近時、石綿セメント
管施工の水道工事中には度々、前
述の規定に従わぬ不適格なものを
購買、使用してゐる市町村団体が
あると聞いているが、所管大臣の
所見如何。

三 前記二の証提としては東京都
立工業奨励館館長本字一氏の「成
績書」によれば例へば「秩父バイ
プ」のときは
イ 有機質繊維が微量認められ
る。(T-1)
ロ 有機繊維が微量認められる。
(T-2)
とあり、例え微量なりといへども
許しがたきものと思はれるが、所
管大臣の御所見及び対策如何。

四 右質問者の念願は、目下、災
害、水害等にて各地水道の補修、再
建等の施工の多い場合、不適格な
セメント管によつて爆発、あるいは
は破損等の起り得る可能性を可及
的に防止することにある。
右質問する。

昭和二十八年十一月七日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長松浦周太郎君提出
衆議院議員松浦周太郎君提出
水道用石綿セメント管に關する
質問に対する答弁書
一 水道用石綿セメント管は、日本
工業規格(JIS 5400)に基き、
製作されたものを使用するよう指
導してあり、その製品検査は、主
べて社団法人水道協会において厳
重に行つてゐる。検査の内容は、
主として外觀、形状寸法、内圧及
び外圧に対してであるが、使用材
料に対しては随時検査を行つてい
る。

二 今後日本工業規格にあつた水道
用石綿セメント管を使用させる方
策として工業標準化法(昭和二十
四年法律第百八十五号)第十九条
の規定により、石綿セメント管を
鉱工業品目に指定し、製造業者の
製造設備、検査設備、方法、品質
管理方法等に対して国が監督する
ことができるよう、目下厚生省及
び通商産業省において検討中であ
る。

三 秩父パイプの件については、目
下調査中であるので、調査の結果
によりその改善策を講じたい。
右答弁する。

四 塩害政策に關する質問主意書
一 食料塩の自給確保といふことが
国内塩業政策としてとり上げられ
て以來、これにそつと大規模の政策
がとられ、昭和二十七年七月十
五日製造施設法が公布施行せられ
てから塩の生産の維持増進のため
の各種建設事業は一躍活発化したこ
とと考へるが、同法実施以後同法
による補助の対象となり、又は本年
度分として補助の対象となること
見込まれる各種建設事業について年
次別に必要な事業区分別の工事量
及び所要事業費並びに補助交付金
額の概略を提示された。

二 東京都武蔵野市の武蔵燐礦の昇降口は現在片側東北側だけのため、別の片側をきたして行ける。これを両側に（西南側にも）設けよう。もらいたいのと地元要望は切なるものがある。その実現の時期などについて承りたい。

右質問す。

昭和二十八年十一月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長境康次郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄サリビスに関する質問に對し、別紙答へ

[illegible]

な。なお、公社は、塩業者が本問題につき良識をもつてその解決に当り不必要な摩擦を生ずることのないよう切望しており、最近重ねて地方局に対し上記のことについて業者の指導に遺憾のないよう指示を発した。

右答弁する。

国鉄サービスに関する質問主意書

東京都南多摩郡由井村に片倉線を設置することは、当局も力を入れており、近く実現されるものと信じているが、いつ着工するか伺いたい。

〔別紙〕
衆議院議員並大芳雄君提出國鉄
サービスに関する質問に対する
答弁書

一 片倉駅の設置については、目下
具体的に検討中である。

二 武蔵境駅南口の開設については、
国鉄の要員、予算等の関係と
早急に実施することは困難と考へ
るが、今後十分研究することとし
たい。
右答弁する。

韓国によるた捕漁船並びに抑留
船員確認に関する質問主意書

外務大臣から報告のあつた韓国
によつた捕漁船並びに抑留船員数
の内には、左記漁船並びにその乗
組員が含まれているか。

山口県秋田市越ヶ浜出港の

春日丸	登録番号	Yニ一一二六
長栄丸		〃〃〇九八
光榮丸		〃〃〇四〇
金興丸		〃〃〇三〇
新留丸		〃〃〇二五
元福丸		〃〃〇二〇
二合まれているとすれば、た捕抑		〃〃〇一五

1990

第九号附録(その二)

その後盛岡陸軍病院に転送さ

委託を受け、適正且、迅速な施行

昭和二十八年産米の供出率表の目

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議第九分附録(その一)

二 議案の可決理由
 本案は、昭和二十九年の食糧確保に資するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 右報告す。

昭和二十八年十一月二日

農林委員長 井出一太郎
 衆議院議長 堤康次郎殿

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求め、その件に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
 軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定が本年八月二十三日に発効し、それに伴つて日米行政協定の刑事裁判権事項が北大西洋条約機構方式に改訂されたので、政府は、右改訂実施後、直ちに国際連合の刑事裁判権事項の問題について、わが方の従来の主張通り北大西洋条約機構方式の採用により解決することとした。行を国連軍に申し入れた。

国連軍の地位に関する全般的な協定の妥結にはお多少の時日を要する反面、日米行政協定の刑事裁判権事項の改訂は本年十月二十九日から実施されるので、わが方にとつて有利なこの条項の下における同様の刑事裁判権を国連軍についても認めさせ、且つ、米軍の取扱ひと国連軍の取扱ひとの間に不均衡を生ずることを防止するため、他の懸案とは切り離して刑事裁判権に関する議定書を締結し、これを日米行政協定の改訂実施と同時に発効させることとした。

た。なお、この議定書の規定は、後日、国連軍の地位に関する全般的な協定の妥結をみた場合にはこれに包含さるべきことについて先方の同意が得られた。よつて本年十月二十六日わが国に統一司令部として、米政府並びに英、加、及び新西蘭の四国政府との間でこの議定書に署名を行い、南阿連邦政府も十月二十九日署名を行い、本議定書はわが国とこれらの国について本年十月二十日から効力を生じたのである。
 政府は、この議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の事後承認を求めようのである。

二 本件の議決理由
 本議定書を締結することは、わが国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する問題をわが方にとつて有利に解決する所以であり、必要且つ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
 右報告す。

昭和二十八年十一月三日

外務委員長 上塚 司
 衆議院議長 堤康次郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
 一 議案の要旨及び目的
 本案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十七條の改訂に伴い、必要な改正をしようとするものである。その要旨は次の通りである。

- 1 合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕等は合衆国軍隊がその権限に基いて準備している施設又は区域内においてのみ合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て、又はこれを囑託して行うことを原則とするものとする。
- 2 現行法では、日本側が逮捕した合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族は合衆国軍隊に引き渡すこととなつてゐるのを、日本側が引き渡すべき場合は、合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が行政協定第十七條第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認められたときに限るものとする。
- 3 合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領に関する規定の改正で、現行法では逮捕された合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族の受領の規定はないので、これらの者をも加へることとする。
- 4 施設又は区域内の差押、捜索等に関する規定を改め、合衆国軍隊がその権限に基いて準備している施設若しくは区域内においてのみ、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得、又は囑託して行うものとする。
- 5 日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件については、逮捕の要請を受ける場合の範囲を改めること。すなわち、日本側が逮捕の要請を受ける場合は、合衆国軍隊の構成員、軍属又は合衆国軍隊の軍法に服する家族の逮捕の場合であることを明らかにすること。

6 改正行政協定発効前の罪については、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡すものとする。

二 議案の可決理由
 本案は、行政協定に伴い必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 右報告す。

昭和二十八年十一月三日

法務委員長 小林 錦
 衆議院議長 堤康次郎殿

日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の締結について承認を求め、その件に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の発効に伴い、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十二年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国で、日本国との間に右議定書の効力が発生した国が朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍の日本国にある間におけるものに、右議定書の趣旨に則り、刑事上の手続法につき、特別規定を設ける必要が生じた。これが本案を提出した目的である。

前述の軍隊の構成員、軍属又は家族に対してわが国の現行の法律は原則として適用される。けれども右議定書の条項により刑事手続関係の法令について若干の特別措置を必要とするので、最少限度に必要な規定を本案にとり入れてある。

その要旨は次の通りである。
 第一に、第一章において、わが国連軍に関する定義を掲げ、本案において使用する共通用語に関する定義を掲げている。

第二に、第二章においては、国際連合の軍隊の構成員又は軍属が国際連合の軍当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する罪を犯した場合における同軍隊への身柄の引渡、国際連合の軍隊がその権限に基いて準備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕その他の人身を拘束する処分及び差押、捜索等の処分の執行、同施設内等において逮捕された者に対する日本側の受領手続、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の当局の刑事手続に対するわが国の協力及び派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁についての刑事補償法の適用等について特別の規定を設けている。

二 議案の可決理由
 本案の内容は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條にもとづき行政協定中の刑事裁判権に関する内容と全く同様である。法務委員会は、この数年間、属地主義の刑事裁判権を主張しNATO法式の刑事裁判権の条項に改正すべきことを主張してきたので、本案に対しては、全面的に賛成である。よつて政府原案通り本案は可決すべきものと議決した次第である。
 右報告す。

昭和二十八年十一月三日

法務委員長 小林 錦
 衆議院議長 堤康次郎殿

一 建築の要旨及び目的

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九号附録(その一)

議案の修正議決理由

昭和二十八年十一月三日

策特別委員長 村上 勇

〔別紙〕

第八條 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年六月及び七月の大
大水害並びに同年八月及び九
月の風水害による公共土木施
設等についての災害の復旧等
に關し、別措置法

第一条 「水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第五條中、大倉の次に次の二又は
 (一)風害等による被害を防止するため必要なる事業費に對する補助
 附五條第一地方公共團體若しくは農林
 又は土政改良區が、政令で指定する地
 において、(二)風害を防止する事業費に
 對する補助を受けた海岸(海岸線に接する
 海岸を除くを以てこの条において同じ)並
 及びこれに接し、且つ、その沿岸面及び
 かつその海岸について、暴風、巨浪、高
 潮の防止を天然現象により生ずる被害
 を被害を防止するために必要なる事業(建設法第二十
 二條又は農林水產部協同農務第四回調査
 國庫補助費調査指針に規定する農務第四回調査
 十五年度法律第六十九號以下)の条に
 おいて、(三)建設法第二十條に規定する
 海岸の調査指針(以下、第三條に規定す
 る)に規定する事業を除く、)を施行する
 場合において、(四)は、國は、政令の定めるところによ
 り、その事業費の十分の八を補助する。

2 政府は、前項に規定する海岸に領土相
 決第五條又は第七條に規定する事業費
 法第四回調査及び第四回調査に規定する
 海岸調査費及び第四回調査に規定する
 が昭和二十九年年度までに完成するものに

必要な情報を探することと努めなければならぬ。

第九条 昭和二十八年六月及び七月

昭和二十八年法律第二百五十七

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の
大水害並びに同年八月及び九
月の風水害による災害地域内
のたい積土砂^{〇等}の排除に關す

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加へ、「たゞ、積土砂」を「たい積土砂等」に改め
る。

第二、「大被害(以下「被害」という。)を「大水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害等」という。)に、「水害」を「水害

等」に改める。

第九条の見出し中「たい積土地」を「たい積

土等々に改む。同条第百一項以下に於て種土の排餘事業の下に又は堤堰修繕内に存する懸垂の土地水等のたるべき地を、又其の陸合で定むる或は其の陸上以上の排水と排餘事業とを、同条第百二項中に出沒排餘事業と施行する者とし、「この下に」及び「種土の排餘事業」とあるのは、前掲の土地の排餘事業又は排水の排餘事業と、これを加入す。

第十條中排餘事業の下に及び國が得る應得費用補助する所の排餘事業と加ふ。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設被害の概況を調査した結果、被害の甚だしい施設は、

九月の國水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の特別措置法は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会

教育施設の災害復旧事業について

び七月の大水害並びに同年八月及

設の災害の復旧に関する特別措置法は、この法律施行前に施行さ

た私立学校施設の災害復旧事業について、改正後の昭和二十八年

六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法は、政令で定めること

る被害地域においてこの法律施行前に実施された失業対策事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に

ある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律は、同法第二条第

一項に規定する休業であつてこの法律施行前に係るものについても改正後の昭和二十八年六月及び七

月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律施行前に係るものについても、それを適用する。

この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した改正後の昭和三十九

二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害

よる災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（以下「積土砂排除法」）第三

条第一項又は第二項に規定する
たい積土砂の排除事業について
は、これを同法同条第一項又は第
二項の規定により都道府県知事

二 議案の可決理由
本年八月及び九月における風水害によつて損失を受けた中小企業事業の再建に必要な資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法の規定の特例を定める等の措置を講ずることは、まことに妥当である。よつて、本案は、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十八年十一月三日

水害地緊急対策特別委員長 村上 勇

衆議院議長 堤 廣次郎殿

農林水産業施設災害復旧事業費
農林補助の暫定措置に関する法律
等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は第十六回国会において制
定された水害地対策に関する農林関
係三件法律のうち農林水産業
施設災害復旧事業費農林補助の暫
定措置に関する法律、昭和二十八年
六月及び七月の水害による被害農
林漁業者等に対する資金の融通に關
する特別措置法及び昭和二十八年
六月及び七月の大水害による被害
農家に対する米麦の売渡の特例に
関する法律について、それぞれ、
その一部を改正しようとするもの
であつて、三件の特別措置法全部
を通じての改正については、本年
六月及び七月の大水害地域に適用
するために制定されたこれらの法律
を、八月及び九月に発生した風水
害にも適用して同様の特別措置を
講じようとしており、なお昭和
二十八年八月及び七月の水害によ
る被害農林漁業者等に対する資金
の融通に関する特別措置法につい
ては、水害及び風水害の双方によ
つて損失を受けた被害農林漁業者
に対する貸付限度額を二十万円と
し、また融資総額を二百億円に増
額しようとしている。

二 議案の修正理由

昭和二十八年八月から九月まで
の間に特定地域内において生じた

本予算の主な内容は次の通りである。

- 1 租税及び印紙収入
- 2 政府資産整理収入
- 3 雑収入

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議第九号附録(その二)

風水害により被害を受けた農地等
に被害を受けた農家に対する國
の補助率を高め、又その被害に
り損失を被つた農林漁業者によ
る資金の融通を円滑にすることも
必要である。このため、米麦の
米麦の生産者でその販用米麦を
不足するものに対し一定価格に
よる米麦の売渡を行う等の措置を講じ
ようとする本案の趣旨は、おおよそ
妥協と認められるが、第一條の農
林水産業施設災害復旧事業費農
林補助の暫定措置に関する法律の
一部改正規定については、「六月下
旬から」を「六月から」に改め、
六月月上旬に発生した台風第二号に
よる被害に対しても適用する必要
が認められるから、本案は別紙の
通り修正すべきものと議決した次
第である。

昭和二十八年十一月三日

水害地緊急対策 村上 勇

衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕

(農林水産業施設災害復旧事業費
農林補助の暫定措置に関する法律
の一部改正)

第一條 農林水産業施設災害復旧事
業費農林補助の暫定措置に関する
法律(昭和二十五年法律第六十
九号)の一部を次のように改正す
る。

附則第三項中「昭和二十八年六
月下旬から七月までの間に政令で
指定する地域内において生じた大
水害」を「政令で指定する地域内
において、昭和二十八年六月下旬
から七月までの間に生じた大水
害又は同年八月から九月までの間
に生じた風水害」に改める。
附則第四項及び第五項中「大水
害」の下に「又は風水害」を加え
る。

本美群島の復興に伴う法令の適
用の暫定措置等に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本美群島の復興は、去る八月八
日ダレス声明によつて約束され
たところであるが、これが実現し
た場合においては、法制の切換、
制度の改編等による混乱を回避
し、円滑にその引越を完了する必
要があるから、本案においては、差
し当り、本美群島に施行せられる
法令に関する措置、復興に伴う暫
定的な衆議院議員の定数及びその
選挙、本美群島における市町村の
機関及び職員引越、現地裁判所
における民事訴訟の引越の方法等
に關し規定し、その他同地域の復興
に伴つて必要とせられる事項は、
ある程度政令等に委任することに
したので本案の要旨及び目的であ
る。

二 議案の可決理由
本美群島の復興を目前に控え

て、本案内容のごとき措置を講ず
ることは必要であり、きわめて時
宜に通過したものと認め、原案の通
り、本案は可決すべきものと議決
した次第である。
なお、本案議決に際しては、別
紙のごとき附帯決議がなされたこ
とをあわせて報告する。
右報告する。
昭和二十八年十一月三日
地方行政委員長 中井 一夫
衆議院議長堤康次郎殿

〔別紙〕
本美群島の復興に伴う法令の適
用の暫定措置等に関する法律案
に対する附帯決議
本美群島の復興に關し、政府は左
の事項につきその実現に万全を期せ
られたい。
一 本美群島の復興を速やかに実現
すべく、更に対米交渉において努
力するとともに、その復興予定の
期日を可及的速やかに発表して民
心の安定を図ること。
二 復興が予想せられた日より遅延
することに伴う影響を可及的輕減
するため、対米交渉において、特
に失業対策、災害対策、食糧対策、
金融対策等につき遺憾なく措置
を打合せ実施するとともに、今回
の補正予算に計上せられた本美群
島復興費後処理費はかかる緊要な
支出に適切に使用し得るよう処置
を講ずること。

三 今回計上せられた善後処置費
が不足する場合は、第二次補正
予算にて追加計上すること。
四 各種法律の施行期日はその円滑
なる実施特に住民の生活と民心の
安定を図るため、現地の事情を充
分に考慮して決定するにかながみ、
五 本美群島の特殊性にかながみ、
その地方の振興を図るため速やか
にその振興計画を樹立し、右に關
する特別法を提案すること。

昭和二十八年度一般会計予算補
正第一号に關する報告書
本予算の要旨
本予算は、去る六月の西日本水
害をはじめ、本年度の果次にわた
る風水害及び異常な冷害等の復
旧、救済に對処するに必要なる経
費を主としたものであり、加えて
本美群島の復興を前提として、こ
れに伴う附帯費を計上して提出を
みたものである。

本予算の一般会計の歳入の増加
額は、三百四十四億四千万であつて、
これに対する歳出の追加額は、五
百四十億四千万である。
その差額百六十億四千万は、既定
経費の節約によつてまかなうこと
とし、歳入、歳出の補正額は、三
百四十四億四千万となり、その結果、
昭和二十八年度一般会計予算總額
は歳入、歳出ともに、九千九百九
十九億四千万となつた。

内 訳			
1 租 税	追 加 額	修正減少額	差引増△減
イ 所得 税	一七、〇〇〇	△ 四、〇〇〇	一三、〇〇〇
内 源泉所得 税	一七、〇〇〇	△ 四、〇〇〇	一三、〇〇〇
(申告所得 税)			
ロ 法人 税	八、〇〇〇	△ 四、〇〇〇	四、〇〇〇
	八、〇〇〇	△ 四、〇〇〇	四、〇〇〇

昭和二十八年十一月七日 衆議院公議第九号附録その二

ハ 砂糖消費税	三、六三二	
ニ 物品税	二、〇二五	
ホ 関税	三、三六四	
計	三、三六四	
2 政府資産整理収入	三、四〇二	
イ 国有財産処分収入	四、〇〇〇	
ロ 国有財産売却代	三、〇二二	
同収金等収入	二、六四〇	
政府出資回収金収入	二、六四〇	
計	二、六四〇	
3 繰入	二、六四〇	
イ 官有財産利用収入	八一	
ロ 納付金(日銀納付金)	五五六	
ハ 賭収入	一、六〇九	
計	二、二四七	
歳出		
1 災害対策費の増加		
イ 風水害対策費	三百億四千余万円	
(二十八年発生災害復旧事業費)	二百四十三億二千万円	
(災害関係諸費)	四十二億二千万円	
ロ 災害対策予備費	十五億四百万円	
冷害等臨時対策事業費	百十五億七百万円	
(冷害等臨時対策諸費)	六十五億四百万円	
(災害対策予備費)	二十億七百万円	
ハ 農業保険費不足補てん	三十億四百万円	
合 計	八百五十五億四千万円	
右の所管別増加内訳は次の通りである。		
大蔵省	七十億四千万円	
文部省	十一億七千九百九十万円	
厚生省	十五億九千万円	
農林省	二百十六億三千六百九十万円	
運輸省	五億八千七百九十万円	
労働省	三億四千万円	
建設省	百七十八億四千四百余万円	
合 計	五百億四千七百九十万円	
2 産業群島復興等後援費	十億四千万円	
この経費は、裁判所その他の司法機関、各種行政機関、教育機関等の引越及び運営に要する経費、生活保護、失業対策事業、公共事業等の実施に要する経費、教育施設の整備、産業の振興等に要する経費に充てて計上したものである。		
3 公共事業費等の節約		
災害復旧費等の緊急やむを得ない経費に充てる財源の一部をねん出するため、新規事業の	五十九億一千八百余万円	

抑制 既定計画の重点化等により公共事業費及び食糧増産対策費を節約することとし、	
治山治水関係で 約二%	
食糧増産対策費から 約七%	
その他はおおむね 十%の節約を行うこととしている。	
公共事業費等補正の内訳は次の通りである。	
1 公共事業費	三十八億八千万円
2 食糧増産対策費	二十億三千八百余万円
計	五十九億一千八百余万円
右の所管別節約の内訳は次の通りである。	
総理府	九億三千二百余万円
農林省	二十二億五千九百九十万円
運輸省	四億二千万円
建設省	二十億三千八百余万円
計	五十九億一千八百余万円
4 住宅金融公庫出資金の減少	二十二億四千万円
最近における貸付金の支出状況を見ると、予定通りの建設戸数に対する貸付契約を締結するとしても、実際に年度内に支出される資金額には相当の余裕が見込まれるので当初予定していた一般会計出資八十億円から二十二億円を減少することとしたものである。	
5 特定道路修繕等による繰入の減少	十五億四千万円
一般会計から繰り入れる金額は、当初予算で二十五億円が予定されていたが、この特別会計で行われる事業の経費は、当然料金で償還されるので財源は借入金でまかなわれるのが原則であるから、やむを得ない分を除き、十五億円を修正減少し、資金運用部よりの借入れに振替えることになつてゐる。	
6 平和回復善後処理費の減少	七十億四千万円
平和回復に伴う善後処理について、年度内の支出見込額を勘案して修正減少することにしてゐる。	
以上が本予算の歳入、歳出の主な内容である。	
二 本予算の可決理由	
本予算は、緊急に支出を要する災害関係対策費としてその復旧、救済の要望に応えるため当を得たものとして、委員会においては多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。	
なお、左右両派社会党より編成費を求めるの動議が提出されたが少数をもつて否決された。	
右報告する。	
昭和二十八年十一月三日	
衆議院議長堤康次郎殿	
予算委員長 倉石 忠雄	
昭和二十八年年度特別会計予算補正(特第一号)に関する報告書	
本予算の要旨	
本予算は、一般会計予算との関連において同様の趣旨に基いて、農業共済再保険、特別災害復旧、特定道路整備事業の三特別会計について、特に緊急復旧を要する災害に關しての措置を講じて提出をみたものである。その会計別歳入、歳出の内容は次の通りである。	

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議第九号附録(その一)

昭和二十八年における冷害等による被害農家に對する米麦の売渡の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的
昭和二十八年の異常な寒象により、我が國の広い地域にわたつて冷害の発生があり、また六月乃至九月の間における風水害によつて、農家の米麦又は雑穀の收穫量は著しい減収となり、食用食糧にも事欠く農家が多数生じている現状である。

このようにはなほだしい被害農家に對し、その食糧の不安を除くために政府所有の米麦を特別価格で売り渡す措置を講じ、他の災害対策と相まつて農家を救済し、農家の再生産確保に寄与しようとするのが本案の目的であつて、その内容の主なるものは次のとおりである。

1 食糧用として必要な米穀、小麦、はだか麦、小麦及び麦製品、の売渡を受ける被害農家は、冷害等による米麦又は雑穀の減収のため、その食用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとする。

2 政府は、都道府県及び市町村を通じて被害農家に売り渡すこととし、その数量は、農家の食用消費量を基準とし、冷害等による減収の程度を参し、やうくして農林大臣が定める。

3 政府が、都道府県に米麦を売り渡す価格は、被害農家の購入価格が米麦の政府買入生産者価格程度となるやうに農林大臣が定める。

二 議案の可決理由

本案は、昭和二十八年の冷害等によつてはなほだしい被害を受け

た農家の救済と農家再生産の確保に寄与する措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十八年十一月四日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長堤隆次郎殿

昭和二十八年における冷害による被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案(内閣提出)に關する報告書

昭和二十八年の異常な寒候のため、農作物の生育期における低温障害及びこれに起因して発生した病虫害が広い地域にわたつて被害を与へ、收穫期における農家の現金収入は平年に比しはなほだしく低下することが予想されるので、冷害を受けた農家の経営維持はきわめて困難な事態となりつつある。

この現況にかんがみ、冷害対策の一環として、被害農家に對して営農資金、副業資金等が円滑且つ低利に融通されるための措置を講じ、もつて被害農家の経営安定と農家再生産の確保を図らうとするのが本案の目的であつて、その内容の主なるものは次のとおりである。

1 法律によつて、種苗、肥料、飼料等の購入資金、副業資金等の経営資金の貸付を受ける農家は、冷害による減収が平年の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けた農家とする。

2 貸付金額は、都府県では十五万円、北海道では二十万円の範囲内とし、償還期間は五年以内

で政令で定めるものとし、利率は、減収百分の三十以上の耕地が全耕地面積の一割以上又は百町歩以上を占める市町村又は開拓地区では年三分五厘、その他の地帯では年六分五厘、特に開拓地では年五分五厘とする。

被害農家に對する資金の貸付は、農業協同組合その他の金融機関が行い、農業協同組合は都道府県信連又は農林中央金庫から資金の貸付を受け得ることとする。

これらの金融機関に對し、都道府県又は市町村が利子補給及び損失補償を行う場合、國は、その経費の一部を都道府県に對し補助する。この場合の補助に係る経営資金の総額は百五十億円を限度とする。利子補給の場合の補助金は、利子補給額の二分の一又は利子補給の對象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の額のいづれが低い額の範囲内とする。但し、開拓地に對する年五分五厘以内の利率の資金の場合は、利子補給額の二分の一又は利子補給の對象となつた貸付金の総額につき年三分の額のいづれが低い額の範囲内、特に被害を受けたはなほだしい地域に對する年三分五厘以内の利率の資金の場合は、利子補給額から利子補給の對象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の額のいづれが低い額の範囲内、控除した額又は利子補給の對象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の額のいづれが低い額の範囲内とする。

損失補給の場合の補助金は、損失補償額の二分の一又は損失補償の對象となつた貸付金の総額の百分の二十の額のいづれが低い額の範囲内とする。

二 議案の修正議決理由
本案は、昭和二十八年の冷害対策の一環として、被害農家の経営安定に資するためにおねわ有効適切な措置と認めるが、本案による補助に係る融資の総額を拡大することその他の他によつて、更に融資の強化拡充を図るやう、本案を修正する必要があるものと認める。

また、本案の目的達成のため、融資の運営の万全を期すべきものと認めるので、本案は、別紙のとおり附布決議を附して、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和二十八年年度一般会計予算補正において、昭和二十八年冷害による被害農家の経営資金利子補給に必要な経費二億四千八百二十一萬九千円を計上している。

右報告する。
昭和二十八年十一月六日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長堤隆次郎殿

(別紙)
〔小字及び一は修正〕
第二条 この法律において「経営資金」とは、農業協同組合〇又は金庫、農林中央金庫又は農林中央金庫と、昭和二十八年八月から十二月までの間に、農協組合又は農林中央金庫において取入れられた農作物又は畜産物(以下「農作物等」という。)の冷害による減収が当該農作物等の平年における收穫量の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けた農業者(以下「被害農家」という。)に對し、種苗、肥料、飼料等の購入資金、副業資金〇その他の農業経営を維持するために必要な資金として、昭和二十九年五月三十一日まで貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。

一 当該被害農家に對する貸付金額が、市町村長の認定する冷害による損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円(北海道にあつては二十万円)のいづれが低い額の範囲内のものであること。更に三万円を加へた額

二 償還期間が、五年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

三 利率が、市町村又はその耕地面積が十町歩以上である開拓地区で〇農作物の冷害による減収が平年における收穫量の百分の三十をこえる耕地面積の百分の三十をこえる耕地面積がその区域内における全耕地面積の百分の十若しくは百町歩をこえるものの区域において農家を営む被害農家に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、その他の被害農家に貸し付けられる場合は年六分五厘(当該被害農家が開拓者である場合には、年五分五厘)以内のものであること。

(国庫補助)
第三条 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。
一 都道府県が、農業協同組合

肥料、飼料等の購入資金、副業資金〇その他の農業経営を維持するために必要な資金として、昭和二十九年五月三十一日まで貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。
一 当該被害農家に對する貸付金額が、市町村長の認定する冷害による損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円(北海道にあつては二十万円)のいづれが低い額の範囲内のものであること。更に三万円を加へた額

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九号附録(その一)

その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

八 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

九 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

一〇 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」という)は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けたお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に連するまでの金額を当該都道府県又は市町村に納付しなければならないこと。

三 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合における当該補助に係る同項各号の経営資金の総額は、二百五十億円を限度とする。

第五条 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の

総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、貸付の利率が第二項の規定により年五分五厘以内で定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、貸付の利率が同条の規定により年三分五厘以内で定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

〔別表〕

昭和二十八年における冷害による被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案に對する附帯決議

一 本法により被害農家が借入れた資金については、自作農創設維持特別会計が現に行う農地の買入完済方式による金融制度を速かに再検討し、政府資金による新制度の確立を図りたる後、同制度による資金をもつて借換えを可能とする措置を講ずること。

二 資金の貸付に關する手続については、農業手形に準ずる等によりこれを強力簡素化し、融通の円滑を図ること。

三 冷害等災害對策に要する農協系統内部資金の金融措置については、万一千系統資金が逼迫し、又は本来の業務に支障を来たす等の場合においては、速かに政府資金の融通等適切な措置を講ずること。

四 本法の規定に基き、副業資金のうち新炭原木購入資金及び炭がま構築資金を貸付けるに當つては、被害農家が農業協同組合より貸付を受ける地区について森林組合がこれに當ること。

五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的

昭和二十八年の異常な天候により、農作物は相當の減収が予想され、従つて農家の現金収入はなほ大きく不足をきたすために、冷害等による被害農家の経営維持はきわめて憂慮すべき事態に立ち至つてゐる。

この状況に對処する施策の一環として、被害地帯に新たに土地改良その他の救済土木事業を起し、この事業からの労賃収入によつて農家の現金収入の減少を補ふ必要があるもので、事業推進のため事業費の地元負担分を農林漁業金融公庫における融通することとし、これに充てて公庫の資金を増額しようとするのが本案の目的である。

その内容は、農林漁業金融公庫の資本金を二十五億円増額するため、昭和二十八年度一般会計から二十五億円の追加出資を行おうとするものである。

昭和二十八年十二月七日 衆議院會議録第九号附録(その二)

二 議案の可決理由

本案は、昭和二十八年の冷害等
対策の一環として有効適切な措置
と認め、これを可決すべきものと
議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和二十八年度一般会計予算補
正において、農林漁業金融公庫へ
の出資金二十五億円を計上してい
る。

右報告する。

昭和二十八年十一月六日

農林委員長 井出一太郎

衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円

発行所

東京府府中市安徒生町二五
大蔵省印刷局
電話九〇〇五
振替東京一九〇〇
郵便部

官報

昭和二十八年十一月七日

衆議院會議録第九号附録(その二)

請願に関する報告書

〔第九号附録〕

李ライン等の国際漁場問題解決促進に関する請願(請願者 盛岡市内九十二番地一岩手県院網漁業協同組合長伊藤佐十郎外五名)(鈴木清幸君紹介)(第八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
漁民の生活に恐慌を与えるのみならず、ひいては本邦漁業の健全なる発展を阻害する恐れが多分にある。すなわち国際漁場の多分多数の漁民は狭い国内沿岸海域に殺到して、ますます漁業調整を困難ならしめ、遂に漁獲と操業秩序を混乱せしめる窮状に迫られる懸念がある。ついで、李ラインその他の国際漁場紛争を、時解決し、公海自由の原則を貫くとともに漁業経済安定の基礎を確立されたものである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は極めて要当であり、李ライン等国際漁場紛争の即時解決、漁場経済安定の基礎の確立等の懸念を早急に解決すること、に努力すべきことは緊急である。認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
衆議院議長長堤康次郎殿
司

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九号附録(その二)

農林委員会

長野県の冷害対策確立に関する請願(請願者 長野県議会議長下平四郎)(若石忠雄君紹介)(第一号)、同(請願者 長野県議會議員五味雄雄)(小川平二君紹介)(第八五号)、同(請願者 長野県知事林虎雄)(松平忠久君紹介)(第九号)、同(請願者 長野県議會議員藤上正男)(原茂君紹介)(第五五号)、同(請願者 長野県議會議員長瀬武次郎)(井田一太郎君紹介)(第六四号)及び同(請願者 長野県議會議員荻原克己)(中澤茂一君紹介)(第九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県下の農作物は四月中、下旬における積雪と六月下旬以降のいもち等の発生により、いもちの被害をこうむり、さらにその後低温、冷害等によつて、県下各地に冷害を招来し、その被害は言語に絶するものがある。ついで、これが応急対策を樹立し、緊急に実施されたいものである。

二、請願の議決理由
農家経済安定の見地から、本請願の趣旨は、早急に善処すべきものと認め、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
衆議院議長長堤康次郎殿
農林委員長 井田一太郎

冷害による北海道の各土地改良区の歳入欠陥補てん資金融資に関する請願

(請願者 札幌市北四条西四十四丁目北海道改良協会委員長北三七郎)(小平忠君紹介)(第四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年の冷水害凶作によつて北海道各土地改良区組合員の農業経営は破たんし、(一)所定の賦課金納入を期待し得ない実情にあるので、これが減免や滞納による歳入減はおよそ五割と予想され、土地改良区の運営上、歳入欠陥となり、その運営が危機に陥ることは必至の状況にある。ついで、これが歳入欠陥補てん資金総額三億円を各土地改良区に融資し、且つ、これが利子補給の措置を講ぜられたものである。

二、請願の議決理由
本年の異常なる冷害等の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを適當と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
衆議院議長長堤康次郎殿
農林委員長 井田一太郎

(第五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年は、はげの天候異変により、稲作の生育は遅延した上に、幾度かの冷害並びに病虫害の発生によつて農産物は著しい減収を来し、農民の悲嘆はまことに忍びないものがある。ついで、これは冷害対策として、(一)米価の基準価格を右当り一万二千円とし、豊凶系数による加算は被害の実態に基いて行い、(二)救済土木事業等の各種公共事業を即時実施するとともに、これが実施に当たつては大幅に補助率を引き上げ、(三)営農資金又は生活資金として、五年ないし十年償還による長期資金の融通と利子補給を行ひ、(四)共済金の積算に基いて早期支払を実施し、(五)転産農家の食糧を確保する等の措置を講ぜられたいものである。

二、請願の議決理由
農家経済安定の見地から、本請願の趣旨は、基準米価の問題については、なほ検討を加へ、その他のについては、早急に善処すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の議決理由
本年の異常なる冷害等の実情にかんがみ、本請願の趣旨は考慮するを適當と認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
衆議院議長長堤康次郎殿
農林委員長 井田一太郎

新潟県の冷害対策確立に関する請願

(請願者 新潟県議會議長岡玉龍太郎)(渡邊良夫君紹介)(第七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県下の農作物は本年度の農作物特に水稲の作況は近年まれに見る低温多湿の気象により冷水害をこうむり、さらに病虫害の異常発生は農家経済をますます困窮に陥れ、まことに憂慮すべき状況にある。ついで、本県の冷害対策として、種子の確保、再生産資材購入費の補助、土地改良事業の強化等の応急及び恒久対策を急速に講じ、り農家の救済並びに再生産に万全を期し、あわせて凶作による農業協同組合、市町村の財政破たんに処する対策を樹立されたものである。

二、請願の議決理由
農家経済安定の見地から、本請願の趣旨は、早急に善処すべきものと認め、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
衆議院議長長堤康次郎殿
農林委員長 井田一太郎

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九号附録(その二)

一、請願の要旨及び目的
 宮城県南部の冷害地等と稱される伊豆、柴田、五郎、名取、四郎、本年在春に旱の冷害等により、稲作はもとより、畑作その他も、ほとんど不作となり、減収約三、四割に達すると想定され、そのほかは深刻な欠收に、飯米に不足すること欠乏、農家が困窮している。このため、伊豆郡外三ヶ郡の冷害救済費を、農家に貸し出し、農家を救済するとかん排水改良事業客土、耕地整理等の事業を速やかに行ひ、その労務費を去去年節減額より生活費に再生産に当てられるよう措置されたいといふのである。
 二、請願の議決理由
 本年の異常なる冷害等の事情にかんがへ、本請願の趣旨は愛護にと認められ、よつて本請願は、これを承認し、議院の公議に付して撥契すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
 農林委員長 井出二太郎
 衆議院議長 坂本武吉殿

冷害対策としての阿武隈川下流改修工事促進に関する請願（請願者：宮城県名取郡岩沼町長岡崎大郎外二十三名）（内海安吉君外二名紹介）（第三〇号）に、

一、請願の要旨及び目的
 阿武隈川下流の沿岸一帯は相次ぐ災害に復旧し、いと多く、荒廃その極に達しており、しかも荒廃は本年著しい冷害を受け、作畝はもとより、畑作その他も、不作となり、減収約三、四割に達すると想定され、そのほかは深刻な欠收に、飯米に不足すること欠乏、農家が困窮している。このため、伊豆郡外三ヶ郡の冷害救済費を、農家に貸し出し、農家を救済するとかん排水改良事業客土、耕地整理等の事業を速やかに行ひ、その労務費を去去年節減額より生活費に再生産に当てられるよう措置されたいといふのである。

事業として、國民に高利の借入を、開くこととし、農土保全を期するにため、本地下流の修繕工事、爲年以内、に完成せしめたいものである。

二、議院の議決理由
本年の異常なる冷害等の事情にかんがへ、本議院の主旨は、成實に認めらるゝこと、本議院は、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本議院は、これを議院において採択する日、内閣に附付すべきものと認める。

右報告する
昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長 湯原次郎 殿

農林農家救済会として、の自作農の維持資金増額等に關する諸類（請願者 新潟縣議會議長 堀正晴太郎） 河邊良夫君紹介（第三十二）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年度における自作農の維持資金の増額対象はおおむね一町半以上の自作農に行われ、山間の冷害、飢寒を必要とする農家には、これ等の恩恵を受ける機会に恵まれていない事情である。ついで、自作農の維持資金の増額を限り、貸付対象のわくを拡大し、冷害に對する被害を受けた零細農家を救済されたいものである。

二、請願の議決理由
本年の異常なる冷害等の事情にかんがへ、本議院の主旨は、妥當と認められる。よつて本議院は、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本議院は、これを議院において採択の上は、内閣に附付すべきものと認める。

右報告する
昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長 湯原次郎 殿

農林農家救済会として、の請訪 閣前幹線第一号道路開通に關する

一、請願の要旨及び目的
長野県諏訪郡地方は本年高冷地帯の一部が不収、不長収に陥り、農作の殆どを失ひ、農作物全般に大被害を蒙り、入植者及び農民は再生資金を失ひ、明日の食糧にも欠乏、重大事態に直面してゐる。つて、これに對し被害救済政策として、昭和二十七年度以降中止されてゐる富田土見村、二南山開拓地を経て原村字松尾に至る間新道路の全通を實施することを要するものである。

二、請願の議決理由
本年の異常な大雪等の表相にかんがみ、本請願の趣旨は妥協して認め、つて本請願はこれを以て議院の公議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、右欄に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井田一太郎
衆議院議長 堤隆次郎

有森県の冷害救済確立に關する請願（請願者 有森縣知事津島文治外八十三名）（豫け終結者 紹介）（第三三三）に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
有森県は本年の冷害により水稻を始め農作物等に大なる災害を蒙り、つて、関係農家に大なる打撃を及ぼしたものである。つては、本県の冷害対策として、（一）共済金の概算交付、（二）救済金としての災害復旧、救済土地改良事業等の実施、（三）被害農家に対して種々多額の必要資金の無償交付、（四）營農資金、自作農創設維持資金、食糧確保等の融資及び増進、（五）食糧金庫のための特別増設等を實施されたといふのである。

三、前回の議決理由
本年の異常なる冷害の実情にかんがへ、本協会の趣旨は妥當と認めらる。よつて本協会は、この議決の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本協会は、この案を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告す。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長 堤康次郎邸

山形県の冷害対策策立に關する
山形縣(調題者) 山形縣議會(議決者) 加藤寛之助(松岡俊三君紹介)
(第三回)に關する報告書
救済の要及び目的
救済の風水害に加へ低温霜害の

一、前回の議決理由
本年の異常なる冷害の実情にかんがへ、本協会の趣旨は妥當と認めらる。よつて本協会は、この議決の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本協会は、この案を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告す。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長 堤康次郎邸

山形県の冷害対策策立に關する
山形縣(調題者) 山形縣議會(議決者) 加藤寛之助(松岡俊三君紹介)
(第三回)に關する報告書
救済の要及び目的
救済の風水害に加へ低温霜害の

二、前回の議決理由
本年の異常なる冷害の実情にかんがへ、本協会の趣旨は妥當と認めらる。よつて本協会は、この議決の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本協会は、この案を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告す。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長 堤康次郎邸

山形県の冷害対策策立に關する
山形縣(調題者) 山形縣議會(議決者) 加藤寛之助(松岡俊三君紹介)
(第三回)に關する報告書
救済の要及び目的
救済の風水害に加へ低温霜害の

三、前回の議決理由
本年の異常なる冷害の実情にかんがへ、本協会の趣旨は妥當と認めらる。よつて本協会は、この議決の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本協会は、この案を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告す。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出一太郎
衆議院議長 堤康次郎邸

山形県の冷害対策策立に關する
山形縣(調題者) 山形縣議會(議決者) 加藤寛之助(松岡俊三君紹介)
(第三回)に關する報告書
救済の要及び目的
救済の風水害に加へ低温霜害の

異常天候が続いて、山形縣下の雪
末は近年まれな積雪ととなり、さ
に除雪し凍害甚及の被害を蒙り、さ
に付有る大被害を受け、農民全般に
被害な打撃を蒙つてゐる。ついで
は、これが冷害政策として、減額
の補正並びに各種貯金の増額等
の供米政策を講ずるとして、農
生産力の増進、農家の資金及び
労働保護及び輸入増進等の救済
を強力に実施するため、冷害政策
臨時措置法を速やかに閣議され
といふのである。

二、諸額の議決理由
本年の異常なる冷害の実情にか
んがみ、本諸額の趣旨は妥當と認
める。よつて本諸額は、農學院
の公議に付して採択すべきものと
議決した。なお、本諸額は、内
れを議院において採択の上は、
右に送付すべきものと認める。
右報告す。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井田一太郎
衆議院議長堤隆太郎郎

令の諸額に關する特別措置法制定
の諸額（諸額者、福島縣農事
議長遠沼彌輔）（助川良平君
介）（第三七号）に關する報告書

一、諸額の要旨及び目的
本年は春に凍霜雪を受け、さら
にまた近年まれな冷害凶作に遭遇
したため、水稲及び各種農作物は
その被害甚大にして農家はもち
ろん、農民全般に深刻な打撃を蒙
つてゐる。ついで、救済金融政策
の強化、冷害地帯補助産物の助
長、失業対策、公共事業の実施、
商業施策、冷害米穀の取扱ひ
特別措置を講ずる冷害対策に關
する特別措置法を制定されたい
のである。

二、諸額の議決理由
本年の凍霜雪及び異常なる冷害
等の実情にかんがみ、本諸額の
旨は妥當と認める。よつて本諸
額は、これを議院の公議に付して採
択すべきものと議決した。なお、

昭和二十八年十一月七日 衆議院議決第九号附録(その二)

のため数十年前の大凶作を来し、農民の苦悩甚しく、これがため農家経済の計画化、副業、肥料、代用食の奨励等の手段を講じているが、凶作の打撃が余りにも大きく自力のみでは全く再建不能の状況下に於ては、冷害対策立法の制定に伴ひ同法指定地購入、主要食糧の廉価下付と代金延期、農産物及び防除器具の全額国庫負担、全額国庫支弁による金融土木事業の実施及び平衡交付金の増額等の措置を講ぜられたといふのである。

本年の冷害の異常気象による凶作の打撃に於て、本請願の趣旨は、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十八年十一月七日 衆議院議決第九号附録(その二)

北秋田郡の農業復興対策確立に關する請願(請願者 秋田県北秋田郡地協会長金島郎(石山權作君紹介)(第七二号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的 秋田県北秋田郡は昭和二十五年以降、連綿的に毎年水害、病害等の災禍を蒙り、作況も極めて悪く、農民生活が苦んでいける実情である。つては、本郡の農業復興対策として、(一)災害復旧工事補助金の交付に當り、被災地帯には冬期工事にならないよう特別の配分を考慮すること、(二)災害復旧補助事業に対する農林漁業資金の貸付額を増額すること、(三)積蓄金、貸付金、補助金、臨時措置法はその目的を達成するまで延期するとともに農林漁業資金を潤滑に融資すること等の措置を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由 秋田県北秋田郡の地理的、経済的事實に於て、本請願の趣旨は、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

冷害及び食糧対策確立に關する請願(請願者 大津市馬場元町国民食糧対策協議会地方協議会代表間宮重一郎外四千九百十二名)(矢尾嘉三郎君紹介)(第七六号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的 政府は二十八年米価の価格を決定するに當り消費者価格の引上げを固めておられるが、これは国民生活を圧迫するものであり、且つ、本年は冷害によつて、まれな大凶作を来し、農民の受けた打撃は深刻なものである。つては、(一)米の消費者価格の引上げは行わないこと、(二)その配給量を二十日分とする、(三)生産者価格を石当り一万二千円とする、(四)冷害対策費として八百億円を補正予算に計上すること等の措置を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由 農家経済安定の見地から、本請願の趣旨は、米価の問題については、早急に善処すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

岩手県の冷害対策確立に關する請願(請願者 盛岡市六合町百九番地の十岩手県労働組合速合議長及川由郎)(北山愛郎君紹介)(第八三三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的 岩手県は本年まれな冷害を受け、その被害は甚大で、降雪を目前にして、被害農民の生活は極度にひつ迫し、ことに憂慮すべき事態にある。つては、本県の冷害対策として、(一)農産物の生活保障、生産者米価一万二千円の確保及び消費者米価の据置等の措置を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由 農家経済安定の見地から、本請願の趣旨は、生産者米価の問題に關しては、早急に善処すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

上江川村の凶作対策確立に關する請願(請願者 栃木県那須郡上江川村長加藤茂夫外五名)(黒澤幸一君紹介)(第九五号)に關する報告書

農業共済保険金の即時返付(五)農林漁業資金の借入等の措置を速やかに講ぜられたといふのである。

富士吉田市の冷害対策確立に關する請願(請願者 山梨県富士吉田市長堀内昇外九百八十五名)(吉屋良雄君外四名紹介)(第九六号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的 山梨県富士吉田市は本年の異常な天候によつて農作物全般にわたつて大被害をこうむり、ことに水稲作に開花期における早期寒波による冷害といふもの多発する。よつて、台風十三号によつて収穫皆無の惨状を呈し、食糧危機と農民の生活不安はきわめて大である。つては、本市の冷害対策として、被害農家に對し、(一)飯米の完全配給、(二)再生産確保のため妻のほかに政府所有米を明年端迄無担保無利息で代金延納下掛けの実施、(三)生活保持と再生産に必要な低利長期貸付資金の大幅融資と利子補給、損失補償等の措置を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由 本年の異常気象及び台風十三号による大被害の實情に於て、本請願の趣旨は、これを議院の決議に付して採択すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

長野県の冷害対策確立に關する請願(請願者 長野市馬町農業者会館内長野県農業共済組合連合会長清水光昭)(羽田武郎君紹介)(第一〇八号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的 長野県は本年の異常天候による冷害、病虫害等のため農産物及び畜産に未曾有の被害をこうむり、農民の窮乏は日増しに深刻な度を加へ、まさに恐慌のどん底に迫つておられるといふ。つては、これが対策として、(一)保険金額の増額、(二)共済保険金の早期支払、これに對する利子補給、(三)全額国庫負担、(四)災害防除費の全額国庫負担、(五)農業共済団体事務費の国庫負担増額、(六)農業災害補償制度の拡充強化等の措置を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由 農家経済安定の見地から、本請願の趣旨は、早急に善処すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告書 昭和二十八年十一月七日 衆議院議決第九号附録(その二)

昭和二十八年十一月七日 衆議院會議録第九分録(その二)

策として、(一)政府並びに国会による現地調査の実施(二)昭和二十八年産米基本価格は右第一万二千円以上とする(三)増産及び生活資金には農業協同組合を通ずる長期低利の資金の融通、損失補償、利子補給の実施(四)凶作防除、農産物代金の全額国庫負担等の措置を速やかに講ぜられたことと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

二、請願の議決理由
農産物安定の見地から、本請願の趣旨は、生産者米価の問題については、なお検討を加え、その他に關しては早急に採択すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

一、請願の要旨及び目的
長野県は本年の春以来連綿と、凶作、冷害等の災害をうけ、農産物は收穫無の状態を呈出し、農民の苦悩は著しいものがある。つては、これが対策として、(一)本県を特殊災害地帯として、供米を減免すること(二)再生産を確保するため長期低利貸付、農産物形償還期限の延期と利子補給、共済保険金の概算払い等の実施(三)特別平衡交付金と低價のわくを拡大すること等の措置を速かに講ぜられたことと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

二、請願の議決理由
農産物安定の見地から、本請願の趣旨は、早急に強力なる施策を講ずべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

(一)供米割当の適正(二)再生産資金並びに生活つなぎ資金に長期低利の融資及びこれが全額利子補給(三)土地改良事業の補助金の引上げ(四)土地改良事業分派の大幅増加等の措置を講ぜられたことと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

二、請願の議決理由
本年の異常なる冷害等の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、これを議院の會議に付して採択すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

一、請願の要旨及び目的
長野県南佐久郡は本年の異常天候による冷害、凶作等のため、農作物全般に大凶作を呈し、農民に深刻なる打撃を与えて、(一)食糧窮乏農民に対する食糧の完全配給(二)国有林の払下げ、救済土木事業の実施(三)再生産資金の融通と利子の補給(四)開拓農民に対する特別助成等の措置を講ぜられたことと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

二、請願の議決理由
本年の異常なる冷害等の実情にかんがみ、本請願の趣旨は、これを議院の會議に付して採択すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

のと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

一、請願の要旨及び目的
長野県小県郡堀田村は連綿と、続く風水害を蒙り、さらに冷害及び凶作のため農作物は近年にない凶作となり、農家は極度に窮乏している。つては、(一)本村を特殊災害地帯として供出割当の減免(二)供出米検査等級の緩和(三)被害農家に対する政府手持米の貸付並びに特別価格による払下げの実施等の食糧対策並びに長期低利融資その他の資金対策を講ぜられたことと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

二、請願の議決理由
農産物安定の上から、本請願の趣旨は、これが対策として、強力なる施策を講ずべきものである。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択すべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

二、請願の議決理由
農産物安定の見地から、本請願の趣旨は、早急に強力なる施策を講ずべきものと認める。よつて本請願は、これを議院の會議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十八年十一月七日
衆議院議長 長岡 井出 太郎
衆議院議員 長岡 井出 太郎

昭和二十八年十一月七日 衆議院公報第九号附録(その二)

の天候不順から畑作の萎縮、馬鈴
し、及び雑穀等は全滅に近く、加
うるに七月以降の冷害によつて水
稲も収獲無に等しい被害を受け
、農民の現状は深刻な事態の到
来を予想される。ついで、これ
が対策として、政府手持米の貸
付、種子の確保、共済金の即時給
付、転落農家に対する食糧の完全
配給、低利資金の長期貸付等の施
策を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由
本年の特異なる冷害等の実情に
かんがみ、本請願の趣旨は妥當と
認める。よつて本請願は、これを
議院の會議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願は、
これを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

三井村の冷害対策確立に関する
請願(附屬者 長野県北佐久郡
三井村長中沢茂彦)(羽田武嗣
郎君紹介)(第一一八号)に關す
る報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡三井村は標高七
百ないし一千メートルの高冷地の
ため、本年の冷害はとくに甚だ
しく、農民は凶作によつて極度
に被弊し、甚だしい状態にある。
ついで、これが対策として、
(一)農業手形の償還期限の延
期、(二)再生産資金並びに生活資金
の長期低利の融資、(三)農業共済
金の早期支払等の措置を講ぜられ
たいものである。

二、請願の議決理由
長野県北佐久郡三井村は地理的
に高冷地に位し、本年の冷害は特
には甚だしい実情にかんがみ、
本請願の趣旨は妥當と認める。よ
つて本請願は、これを議院の會議
に付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付
すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

中佐都村の冷害対策確立に關す
る請願(附屬者 長野県北佐久
郡中佐都村長上原源一郎)(羽
田武嗣郎君紹介)(第一一九号)
に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県北佐久郡中佐都村は同郡
の要地であるが、本年の冷害
によつて極度の被害を受けた。農
家は再起不能の状態にあるので
速やかに救済措置を講じなければ
ならないもの、本村の財政をもつ
てはいかんともし得ない窮状に
ある。ついで、中佐都村の冷害
に対する救済対策を確立されたい
といふのである。

二、請願の議決理由
本年の冷害による大被害の
実情にかんがみ、本請願の趣旨は
妥當と認める。よつて本請願は、
これを議院の會議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請
願は、これを議院において採択の
上は、内閣に送付すべきものと認
める。
右報告する。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

輕井沢町の冷害対策確立に關す
る請願(附屬者 長野県北佐久
郡輕井沢町長佐藤健雄)(羽田
武嗣郎君紹介)(第二二〇号)
に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年の冷害は標高一千メートル
の高冷地帯に農業を営む輕井沢町
農民に決定的な被害を与へ、これ
がため全農家は再生産資金はも
つて生活不安が増大している。つ
いては、輕井沢町の冷害に對して

速やかに救済措置を講ぜられたい
といふのである。
二、請願の議決理由
農家経済安定の見地から、本請
願の趣旨は、早急に善処すべき
ものと認める。よつて本請願は、こ
れを議院の會議に付して採択すべ
きものと議決した。なお、本請願
は、これを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。
右報告する。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

茨城県下の冷害対策確立に關する
請願(附屬者 茨城県東茨城郡
大場村下入野清宮勝男外二千二
百十二名)(加藤高藏君紹介)
(第二二二号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県は本年の冷害並びに病虫
害による被害が激し、これをきわめ、
農民の経済的打撃は深刻な様相を
呈している。ついで、これが対策
として、政府は財政的救済措置
を講ずるとともに、これが実施機
関として系統農業協同組合の活用
に必要な措置を講じ、(一)米価石
当り一万二千円の生産費に豊凶計
数を加算すること、(二)米穀の検査
規格を緩和すること、(三)供出割当
は被害に應じ適正に行うこと等の
米価対策、長期低利の農業資金融
資等の金融対策を講ぜられたとい
ふのである。

二、請願の議決理由
農家経済安定の見地から、本請
願の趣旨は、生産者米価の問題
に關しては早急に善処すべきもの
と認める。よつて本請願は、こ
れを議院の會議に付して採択すべ
きものと議決した。なお、本請願
は、これを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。
右報告する。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

広島県の昭和二十九年年度積雪寒
冷単作地帯予算対策に關する請
願(附屬者 広島県比婆郡田原
村長佐々木正夫)(高津正道君
紹介)(第二二三号)に關する
報告書

一、請願の要旨及び目的
広島県下の積雪寒冷地帯の町村
は本年の冷害及び病虫害のため、
人々大なる被害を受けたので、この
際困窮の助成がなければ同地帯の
農業振興計画を遂行することが不
可能な現状にある。ついで、明
年度予算の編成に當つては、積雪
寒冷単作地帯振興予算を大幅に増
額すること、土地改良の補助率を
最低五割に引上げ、且つ、その補
助対象面積を三町歩に引下げるこ
と等の予算措置を講ぜられたとい
ふのである。

二、請願の議決理由
本年の異常なる冷害等の実情に
かんがみ、本請願の趣旨は妥當と
認める。よつて本請願は、これを
議院の會議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願は、
これを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十八年十一月七日
農林委員長 井出 太郎
衆議院議長堤康次郎殿

風水害
風水害(以
下冷害等)
風水害(以
下冷害等)

共済保
共済保
共済保

衆議院會議録第六号中正誤
頁 段 行 誤 正
五三 國稅犯罪 國稅規則
及及び区域 及び区域一
に改める 一に改
を「同意」
を「同意」
を「同意」

衆議院會議録第八号中正誤
頁 段 行 誤 正
三一 共済保 共済再保
共済保 共済再保
共済保 共済再保

衆議院會議録第九号中正誤
頁 段 行 誤 正
三一 共済保 共済再保
共済保 共済再保
共済保 共済再保

衆議院會議録第九号中正誤
頁 段 行 誤 正
三一 共済保 共済再保
共済保 共済再保
共済保 共済再保